

四国圏広域地方計画協議会幹事会 規約 (案)

(目的)

第1条 「四国圏広域地方計画協議会幹事会」(以下「幹事会」という。)は、四国圏広域地方計画協議会規約第8条第1項及び第2項の規定に基づき設置、構成するものであり、四国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を補助し、実務的な調査・調整を行うことを目的とする。

(事務局)

第2条 幹事会の事務局は、四国圏広域地方計画推進室とする。

(会議)

第3条 幹事会の会議は、事務局から通知し、開催する。

2 会議の進行は、事務局が行う。

3 幹事は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。

4 幹事会の会議は、幹事の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

5 前項の出席数には、第3項の代理者を含むものとする。

(担当者会議)

第4条 幹事会の会議に必要な事項について、検討及び調整を行うため、幹事会に、四国圏広域地方計画協議会担当者会議(以下「担当者会議」という。)を設置する。

2 担当者会議の運営に関しては、第2条、第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この規約は、平成20年 月 日から施行する。

(参考) (第1条関係)

四国圏広域地方計画協議会幹事会構成員

警察庁四国管区警察局	総務監察・広域調整部長
総務省四国総合通信局	総務部長
財務省四国財務局	総務部長
厚生労働省中国四国厚生局 (代理四国厚生支局)	総務課長
農林水産省中国四国農政局	企画調整室長
〃 林野庁四国森林管理局	計画部長
経済産業省中国経済産業局	総務企画部長
〃 四国経済産業局	総務企画部長
国土交通省四国地方整備局	企画部長
	建政部長
〃 四国運輸局	企画観光部長
〃 大阪航空局	空港部長
〃 気象庁大阪管区气象台	技術部長
〃 海上保安庁第五管区海上保安本部	総務部長
〃 海上保安庁第六管区海上保安本部	総務部長
環境省中国四国地方環境事務所	高松事務所長
徳島県 企画総務部長	
県土整備部長	
香川県 政策部長	
土木部長	
愛媛県 企画情報部長	
土木部長	
高知県 政策企画部長	
土木部長	
徳島県市長会	事務局長
徳島県町村会	常務理事
香川県市長会	事務局長
香川県町村会	事務局長
愛媛県市長会	事務局長
愛媛県町村会	事務局長
高知県市長会	事務局長
高知県町村会	事務局長
四国経済連合会	専務理事
四国商工会議所連合会	常任幹事 (高松商工会議所専務理事)